



- * 陳述は、請求の要旨を補足し、あるいはこれに関する新証拠を提出するものです。
- * 請求人及び執行機関等の陳述において、監査委員が必要と認めるときは、請求人の陳述に関係職員を、関係職員の陳述に請求人を立ち会わせることができます。
- * 請求書の受付から請求人への監査結果の通知までの期間は、60日以内です。
- * 監査結果について不服がある場合は、住民訴訟することができます。その場合には、出訴期間が定められています。